

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月11日（月）午前8時55分から午前10時04分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（12名）

農業委員	6名
推進委員	6名
4. 欠席委員（3名）

農業委員	2名
推進委員	1名
5. 議事日程
 - 日程1 開会（事務局長）
 - 日程2 議長挨拶（議長）
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第16号山江村農用地利用集積等促進計画（第4次）に対する意見決定について
 - 日程6 議第17号農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見決定について
 - 日程7 議第18号山江村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の承認について
 - 日程8 その他
 - 日程9 今後の行事
 - 日程10 閉会（議長）
6. 農業委員会事務局職員 事務局長
7. 会議の概要

事務局長	それでは、ご起立願います。一同、礼。御着席ください。 山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は、6名であり、山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。 それでは只今より、令和8年5月期の農業委員会総会を開会いたします。 本日は会長、会長職務代理者がともに欠席であるのでまず議長の選
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>出をしたいと思います。皆様のお手元に山江村農業委員会総会規則の抜粋を配布しております。一枚紙になります。その6条の第2項で議長は出席委員の中から互選して選出することとなっております。互選という事ですのでいかがいたしましょうか。</p> <p>(事務局一任の声)</p>
事務局長	<p>はい、それではですね、一応参考を見ていただきますと最初の臨時総会の件が書いてありますが、これに倣ってですね、年長の出席委員に議長をお願いをしたいと思いますので、5番の農業委員に議長をお願いしたいと思いますが皆様よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
事務局長	<p>それでは、異議なしの声がありましたので農業委員に議長をお願いしたいと思います。議長の席にお付きください。</p>
事務局長	<p>すみません、それでは日程2の会長挨拶となっておりますが、会長、職務代理者欠席でありますので、議長の農業委員からご挨拶をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>(議長挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。次に、日程3、諸般事情報告となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局長	<p>ないようでございますので、次に、日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、議長にて議事進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは着座にて進行させていただきます。</p> <p>まず、日程4「議事録署名委員の指名」について、山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員を、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は、3番農業委員、4番農業委員をお願いいたします。</p> <p>次に日程5、議第16号「山江村農地利用集積促進計画（第4次）に対する意見決定について」、を議題とします。事務局より議案の朗読</p>

<p>事務局長</p>	<p>と説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議第16号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第16号「山江村農地利用集積促進計画（第4次）に対する意見決定について」令和8年山江村農用地利用集積等促進計画（第4次）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和8年5月11日提出、山江村農業委員会会長。2ページから3ページが意見書の写し、4ページが総括表となっております。5ページから6ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されていますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用して左から使用貸借権、賃借権等の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は10年から10年6ヶ月、公社と借り手は10年の契約となっております。借り手の経営面積は記載のとおりでございます。</p> <p>次に8ページをご覧ください。農地利用集積計画書です。今回、利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は新規設定4件、更新4件で総面積は14,859㎡でございます。</p> <p>それでは、賃借権の新規設定1件2筆分についてご説明いたします。9ページ並びに10ページをご覧ください。（申請内容について説明）。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりとなっております。11ページから12ページまでに地籍図、現況写真を、13ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の代理の方、借り手の方、担当の農業委員と推進委員とともに、5月7日に行っております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当の農業委員から補足説明をお願いします。</p>
<p>担当農業委員</p>	<p>それでは、説明いたします。5月7日午前9時より、貸し手の方、借り手の方、局長と私と担当推進委員5名で確認いたしました。（場所について説明）。もう既に栗を作成されており、もう今年で3年目という事で問題はないと思いますので、慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。</p>
<p>担当推進委員</p>	<p>はい、ありません。</p>

議長	<p>それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。それでは質疑・質問ございませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>推進委員、何かありませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>それでは質問ございませんようですので採決を致します。新規設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手により、新規設定1件2筆分については原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして、賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>それでは、賃借権の新規設定1件2筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。14ページ並びに15ページをご覧ください。(申請内容について説明)。賃借料の支払いにつきましては、物納となっております、内容につきましては、16ページの記載となっております。17ページから18ページまでに地籍図、現況写真を、19ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の方、借り手の方、担当の農業委員と推進委員と共に5月7日に行っております。</p>
議長	<p>それでは事務局の説明が終わりましたので、担当の農業委員から補足説明をお願いします。</p>
担当農業委員	<p>では、説明いたします。5月7日午前9時15分くらいからですが、現地において、局長、それに私と担当推進委員、貸し手の方、借り手の方、相互立会いのもと現地確認を行いました。(場所について説明)。現状はもう田植え準備を行われておりまして作付けをするばかりというような状況でございました。これまで通りの契約という事で契約更新という形になろうかと思えますけれども、引き続き行っただくというようなこととございました。特に問題はないかと思えますけど、審議の方をよろしくお願いいたします。以上です。</p>

議長	<p>続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かございませんでしょうか。</p>
担当推進委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>推進委員からの何かございませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手により、新規設定1件2筆分については原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして、使用貸借権1件1筆分について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、使用貸借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。20ページ並びに21ページをご覧ください。(申請内容について説明)。22ページに貸付同意書を添付しております。23ページから24ページまでに地籍図、現況写真を、25ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の方、担当の農業委員と推進委員とともに、5月7日に行っております。なお、借り手の方には、電話にて確認を行っております、サツマイモを作付けする予定であるという事でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員から補足説明をお願いします。</p>
担当推進委員	<p>それでは説明いたします。令和8年、5月7日、木曜日午前9時3</p>

	<p>0分より現地において現地調査を行っております。立会人として貸し手の地権者の方2名来られております。借り手の方は欠席でありました。担当農業委員と私、事務局長で調査を行っております。(場所について説明)。利用状況としては現在トラクターで耕運されておりました。作付けはされておりました。適切に管理されていると思いますので問題はないと思われれますけど、審議よろしくお願いたします。以上です。</p>
議長	<p>それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>推進委員の方、何かございませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>それでは質問ございませんようですので採決を取らせてもらいます。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。26ページ並びに27ページをご覧ください。(申請内容について説明)。賃借料の支払いにつきましては、物納となっております。内容については、28ページ記載のとおりとなっております。29ページから30ページまでに地籍図、現況写真を、31ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の方、担当の会長と推進委員とともに、5月7日に行っております。この案件につきましても、借り手の方には、電話にて確認を行っております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員から補足説明をお願いします。</p>

<p>担当推進委員</p>	<p>はい。5月7日9時45分ごろから出し手の方、受け手の方は欠席でありました。会長、事務局長、私で現地調査を行いました。(場所について説明)。数年前までは他の方が耕作されていましたが、道路下から出てくる水に悩まされておられました。今回借りられる方は、双方の話し合いを交え、水路より2メートルくらい離れたところから耕作をされる予定ですと言われていました。水路周りの草払いなどもちゃんとされていましたので問題はないと思います。慎重・審議の程よろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>推進委員の方の質疑・意見等はありませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは質問ないようでございますので採決を致します。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、賃借権の更新設定1件2筆分について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、賃借権の更新設定1件2筆分についてご説明いたします。賃借権の更新設定に係る申請でございます。32ページ並びに戻りますが8ページを同時にご覧いただきたいと思っております。(申請内容について説明)。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりとなっております。33ページから34ページまでに地籍図、現況写真を、35ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、事務局において確認を行っております。(場所について説明)。現在は写真のとおり田植えの準備がされており、管理されている状態でありました。以上でございます。</p>

議長	<p>それでは事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、ご質問ありませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>推進委員の方、ありませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>それでは質問がないという事で採決を致します。更新設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手により、更新設定1件2筆分については、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして、賃借権の更新設定1件1筆分について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、賃借権の更新設定1件1筆分についてご説明いたします。賃借権の更新設定に係る申請でございます。36ページ並びに先ほどの8ページを合わせてご覧ください。(申請内容について説明)。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりとなっております。37ページから38ページまでに地籍図、現況写真を、39ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、事務局において確認を行っております。(場所について説明)。現地は、写真のとおり耕起もされておまして、きちんと管理されている状態でありました。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>推進委員の方、何かございませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>それでは、質問ございませんようですので採決をいたします。更新</p>

議長	<p>1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手により、更新設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして、賃借権の更新設定1件1筆分について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、賃借権の更新設定1件1筆分についてご説明いたします。賃借権の更新設定に係る申請でございます。40ページ並びに8ページをご覧ください。(申請内容について説明)。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりとなっております。41ページから42ページまでに地籍図、現況写真を、43ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、事務局でこちらも行っております。(場所について説明)。現在は写真のとおりきちんと管理されておりました。当日も畦とかを払われている最中でございました。きちんと管理されている状態でありました。以上でございます。</p> <p>それでは事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、質問ございませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>推進委員の方、質問ございませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>それでは特にないようでございますので採決を致します。更新設定1件1筆分について、異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手により、更新設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして、賃借権の更新設定1件3筆分について事務局の説明をお願いします。</p>

事務局長	<p>それでは、賃借権の更新設定 1 件 3 筆分についてご説明いたします。賃借権の更新設定に係る申請でございます。44 ページ並びに 8 ページをご覧ください。(申請内容について説明)。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりです。45 ページから 46 ページまでに地籍図、現況写真を、47 ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、事務局において確認を行っております。(場所について説明)。現在は写真のとおり畔等の草刈りもされており、きちんとされている状態でありました。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>推進委員の方、何かございませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>それでは採決をいたします。更新設定 1 件 3 筆分について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手により、更新設定 1 件 3 筆分については、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>次に、日程 6 議第 17 号「農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、議第 17 号についてご説明いたします。総会資料の 48 ページをお開きください。議第 17 号「農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見決定について」農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画を変更することについて同法第 19 条第 6 項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画案について意見を求める。令和 8 年 5 月 11 日提出、山江村農業委員会会長。49 ページ、別途配布という事で別冊で配布していると思います。山田①、山田②、万江とラベルの付いたやつでございます。これをご覧くださいまして、山田①地域、山田②地域、万江地域の地域計画をそれぞれ変更するものであります。1 ページをご覧ください</p>

	<p>ださい。山田①地域の地域計画変更（案）の説明資料となります。ローマ数字Ⅰの農地の変更理由としましては、大きく2点ございます。1点目は村が整備を計画しております公営住宅建設用地として、農地転用許可を申請するにあたって地域計画から除外するもの。農地転用するために地域計画から今回外すというものが1点です。2点目は令和7年度に売買や貸借等により農業を担う者へ集積された実績を反映させるものとなります。総会の案件扱った案件を今回一斉に反映させるというものでございます。ローマ数字Ⅱにつきましては、目標年度を令和15年度から令和17年度に変更するものであります。下の1につきましては、ローマ数字Ⅰの変更を受けたところでの将来の目標値でありまして、2につきましては、農業を担う者への集積率の目標となります。3につきましては、令和7年度の売買・貸借等を反映した農業を担う者の経営面積となっております。3ページから6ページが今回の変更を反映した山田①地域の地域計画（案）となります。朱書きが変更部分です。先ほど申し上げたところが数値としては修正されている状況です。7ページから16ページは、今回の変更を反映した目標地図となります。17ページから21ページは、公営住宅建設計画に係る「地域計画変更の申出書」関係書類等となっております。今回山江村長の方から申出書を出されておりますが地権者、耕作者の方へ説明を行っておられまして同意を得ているという事でございます。23ページから26ページは、農地中間管理機構の特例事業（農地売買事業）に係る所有権移転関係の書類等となっております。こちらにつきましては、既に総会でご審議いただいているものとなります。27ページから41ページは山田②地域、43ページから52ページまでが万江地域の地域計画変更（案）となります。こちらの2つの地域は、令和7年度の売買・貸借等の実績による変更となります。詳細につきましては、割愛いたします。以上でございます。</p> <p>議長 事務局の説明が終わりました。計画変更の内容を確認していただくため、しばらく時間を取りたいと思います。</p> <p>議長 これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>議長 推進委員の方、何かございませんでしょうか。</p> <p>〇〇農業委員 (挙手)</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議長	はい、〇〇農業委員
〇〇農業委員	住宅に関しては決定なんですか。
事務局長	私の方から言えるかどうかかわからないですけども、一応議会の方にも説明をされまして、用地につきましては今は説明会が終わってそういうことを進めますという事で伝えてます。県とも協議をされているので、補助金等も絡みがありますので建設課の方で進めている所です。他に適地を探されましたけれどもなかなかなかったという事で今のところで進んでいる状況だと把握しております。
〇〇農業委員	今できている古い所はもうなんか更地になるですか。
事務局長	はい、一応ですね、私も建設課じゃないのであれなんですけど、一応低価格、ちょっと上がるんですけど新築になると住宅料がですね、上がるので低価格でどうしても住みたいという方には何棟か残す計画があるみたいですけど、後は取り壊しのような感じで進められてはいると思います。
〇〇農業委員	もう来年度くらいから着工とか進めなるのでしょうか。
事務局長	そうですね、まずは今年度は用地買収までいけたらいいのかなという所ですね。農地転用もありますのでそこまでの段階でいて来年から造成工事を行って、そのあと建築に入っていくと思いますが来年度中にはできないと思いますけど、まあ2、3年かかるかなという所でたぶん議会でも予定は説明されていると思いますので、正確にはケーブルテレビで見ただけだと思います。今年8ですね、10年か11年ぐらいにはできる予定ではございます。
〇〇農業委員	ありがとうございました。
議長	他にございませんでしょうか。
議長	それでは他にはないという事でよろしいでしょうか。 (なしの声)
議長	それでは農業委員会としての意見を決定します。農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見について意見なしとすること異議のない方は挙手をお願いします。

議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手により、地域計画の変更について、意見なしといたします。</p>
議長	<p>次に、日程7議第18号山江村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、議第18号山江村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の承認について山江村農業委員会農地の利用の最適化の推進に関する指針について承認を求め。令和8年5月11日提出、山江村農業委員会会長。51ページから56ページが山江村農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)の内容でございます。農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置付けられました。先月ご承認いただきました、「最適化活動の目標の設定等」については、単年度計画となっておりますが、この指針は、地域の強みを活かしながら活力ある農業・農村を築くため、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、山江村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況等を定めるものでございます。また、改正基盤法第5条第1項に規定する「熊本県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び改正基盤法第6条第1項に規定する「山江村の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を踏まえ、農業委員会の長期的な目標として令和12年度末までに目指す農地の状況等を示すものであります。なお、農業委員、推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととなっておりますので、今回提案するものでございます。51ページにつきましては、文章の修正を行っております。なお、改定の年月日は、令和8年4月1日とさせていただいております。52ページをお開きください。こちらにつきましては、遊休農地の解消目標の数値を令和8年3月時点の現状に修正し、3年後並びに12年度末の目標値を実現可能な範囲で設定をしております。最終目標年度は、「山江村の基本構想」の目標年度に今回合わせさせていただいております。53ページは、担い手への農地利用集積目標を修正しております。熊本県の集積率の目標値である70%に近い数値を目標値としております。実現可能な数値かと言われると、目標値が高いかなという所がありますが、県の農業会議の方がですね、</p>

	<p>県の目標値を設定するくらいにしてくださいという事で行ったので、こちらは70パーセントを超えたくらいに修正をしております。55ページの新規参入の促進目標につきましては、目標年度を合わせるよう修正させていただいております。内容につきましては以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>推進の方、何かございませんでしょうか。</p>
〇〇推進委員	<p>すみません。</p>
議長	<p>はい、〇〇推進委員。</p>
〇〇推進委員	<p>新規参入っていうのはなんかやっぱ定義があつとですかね。</p>
議長	<p>事務局長</p>
事務局長	<p>新規参入はですね、新たに農業生産法人とか、経営体等が入ってこられるとか、新規就農とかっていう形で入ってもらえる、まあ個人と法人がありますのでそういった所で新たに始められる方という所で目標をその数値を挙げております。</p>
〇〇推進委員	<p>昨今、元気がいい人が少ないんで、まあなんていうのかな、拡大されている方とか、見受けられるんですけど、そういう人は全然別にそういう正式なちゅう感じではないんですよ。</p>
事務局長	<p>そうですね、現在やっという方は規模拡大という事なので面積が集約されていくような感じですけどこちらは新たに先ほど言ったように新規就農とか新たに定年後に移行される方で経営体とかを作らんとだめだと思ふんですよ、そういう方を対象にされております。新たに農業を始める方っていうことになります。山江の方でですねよそから入ってくる分もかまいませんので、はい。</p>
〇〇推進委員	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>他にはないでしょうか。</p>

	(なしの声)
議長	それでは、採決を致します。「議第18号 山江村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の承認について」異議がない方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員挙手により、議第18号は、原案の通り決定いたします。
議長	次に、日程8その他となっております。事務局より、報告及び連絡をお願いします。
事務局長	「事務局より連絡」 ○3Re 運動について（別紙：取り組み、記入の仕方） ○活動記録表の提出について ○議事録について（著名願い） 事務局からは以上です。
議長	他にありませんでしょうか。
〇〇農業委員	ちょっといいですか。
議長	はい、〇〇農業委員
〇〇農業委員	確認なんですけどブラッシュアップという意味合いは、最適化活動についてでいいですかね。
事務局長	ブラッシュアップというのはもう一回今作っている計画をさらに更新していくという所なので、現況と変わってきたりとかさらに新しい方が借りたいとかっていうのをきちんと精度を高めていってくださいという事が最適化活動にはつながるという事でそういう意味でかっこをつけてあるようですが、まあ更新していってくださいという事です
〇〇農業委員	ブラッシュアップは更新してくださいということですか。
事務局長	磨き上げていくという事です。
議長	よろしいでしょうか。

<p>〇〇農業委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>他に、ありませんでしょうか。</p>
<p>〇〇推進委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、〇〇推進委員</p>
<p>〇〇推進委員</p>	<p>目標の地域計画のブラッシュアップのこれは書くのは活動日誌ですかね。そこに書き込むときには、だれだれさんにこういう話をした、こういう懇談をしたとか、雑談をしたとかそういう事でいいですか。先ほどキーワードで言われた農業者年金とか農業新聞とか加えてなんかキーワードを入れとけばいいという事であれば入れたいと思いますが。</p>
<p>事務局長</p>	<p>すみません、こちらのですね最適化活動、ブラッシュアップは今までもそういった集約とかですね、貸し手借り手とかの情報等でお話をしたという所で集計ができますのでこちらは何も書かなくていいです。今まで通り。年金と新聞ですね、こちらは、報告の欄がなかったので上にちょこっと書いとっていただければと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>〇〇推進委員</p>	<p>これは例えば、農業者年金なんかについて冊子はいただいておりますが、私たちがその知っとかんといかんと思いますけど、その概要説明とか勉強会とかこん中でしてそれを活動の一環にするこっとて可能なんですか。てなっとやっぱり対象者になるとでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>これは役場とか農業会議が主催でする場もあると思いますが、呼んで講師で来てもらうっていうのもあるので、そう言った所も活動の一環として書けるとは思いますが、今回は普及した人数なのでそちらは加入推進をしたところで、活動記録にもその人数を書かないといけないので、更新とかはないですけども別個にまた報告書がありましてそちらには研修等参加したらきちんとカウントするようにはなってます。勉強会はですね農業委員さんにもそれぞれ農業者年金の仕組みとかですねどういう制度なのかというのを知っておいていただきたいと思いますので、県の農業会議にですね講師派遣できるという事でございますので勉強会をさせていただければとなと思っております。新し</p>

<p>〇〇推進委員</p>	<p>い委員さんになられてからになるかなと私も委員さんを選んで探したりする時期なので間に合いませんので今回新規の新しい委員さんになられてから、ちょっと計画させていただければと思います。</p> <p>あの例えば地域で常会とかが必ず月1回とか2か月に1回とかされてると思うんですけど、その中に行ったときに皆さんにそれを配ってこういうのがあるんで参加もしされる方は是非どうぞっていえば、説明会に10人いたら10人来ると思うんですけど目標を達成するためだけではないですけど、そういうことをしてくれって言われればですね、目標は簡単に達成できるんじゃないかなという風に思いますし、新聞もこっちですね勧誘して急ですのでできるかできないか分からないですけども、そういう活動をしてくれって言われればちょっと一言こういうのがあるんでっていえば実績としてはあげられるのではないかなと思うんですがいかがでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>大変ありがとうございます。集会等があるところはですね、そういった場を利用してですね農業新聞の普及とかしていただければ集まれた方皆さんにご説明をしていただいたという事で人数カウントできますので是非あの集会等話す場があったらですね、言っていただけたらと思います。</p>
<p>〇〇推進委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>事務局長</p>	<p>保護者年金はですねちょっと資格が決まっていますのでまあ例えば国民年金の1号を被保険者で選ぶとかですね、農業の従事日数とかっていうのもあると思いますのでそういった所のあれがあるので皆さんに関係があるかどうかちょっとあれですのでそこらへんはまた場のどんな方が集まっているかでちょっと判断いただければと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>〇〇推進委員、よろしいでしょうか。</p>
<p>〇〇推進委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>他にありませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、次に日程9「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。</p>

